

(案)

議会改革検討委員会  
検討結果報告書

平成 年 月 日

議会改革検討委員会



## はじめに

本委員会は、平成 27 年 6 月 24 日に第 1 回会議を開き、議長の諮問を受け、政務活動費の見直しおよび滋賀県議会業務継続計画について検討を開始した。

政務活動費の見直しでは、使途の透明性をより一層向上させるための方策や使途基準について、滋賀県議会業務継続計画の検討では、地震発生時において本会議や委員会の円滑な開催や、業務の継続をどのような方法で行うかについて検討し、委員会として結論を得たので、議会改革検討委員会設置運営要綱第 6 条の規定に基づき、検討結果について報告する。

## 第 1 政務活動費の見直しについて

政務活動費は、平成 12 年の地方自治法の改正において、議員の調査活動基盤の充実強化を図るため、当初は政務調査費として法制化され、平成 24 年の地方自治法の改正に伴い、調査研究に限定しない議員活動を前提とした制度として、名称が政務活動費へと変更され現在に至っている。

滋賀県議会では、これまでも政務調査費について数回の見直しを実施しており、平成 21 年度からは全ての支出証拠書類の添付を義務化するなど、使途の透明性の向上に努めてきた。この度、県民の政務活動費制度への関心の高まりや他府県での運用状況を踏まえ、大きく「使途の透明性の向上について」「使途基準について」の 2 つの項目について検討を行った。

### 1 使途の透明性の向上について

#### (1) 視察等の活動を行った際の活動報告書の提出について

##### 【現状】

政務活動費を使用した活動については、収支報告書に主な活動内容を記載することとなっており、県内での日常的な活動と、県外や海外での視察や研修、会合等への参加などの活動について、同じ様式で報告することとなっている。

## 【検討結果】

政務活動費を使用して県外および海外で活動を行った場合は、1回の活動ごとに個別の報告書を作成し提出することとする。

県内での活動と比べ、県外および海外での活動には交通費や宿泊費など1回の活動で多額の経費が必要となる場合が多いため、既存の報告様式に加え個別の報告様式により、具体的に活動の日程や目的、内容を明らかにするべきとの結論に達した。

なお、報告様式について5ページに例示する。

## (2) 政務活動費を使用して作成した印刷物、調査委託等の成果物の収支報告書への添付について

### 【現状】

会派や議員が政務活動費を使用して「県政報告」を発行した場合や、外部への調査研究を委託した場合の成果物については、「政務活動費のしおり」において各自で保管することとされている。

### 【検討結果】

成果物の添付について、県政報告紙等の印刷物は作成した現物を添付し、調査研究を委託した場合の成果物については概要がわかるものを添付することとする。

政務活動費を使用して作成した県政報告紙等の印刷物は、その成果物を提出することで活動の内容がより明確になることから、現物を添付するべきとの結論に達した。

なお、調査委託に係る成果物の添付について、各議員が政務活動のためにそれぞれの視点で収集した情報が全て公開されれば、経費をかけずに同じ情報が得られることになるため、成果物はこれまでと同様に各自で保管し収支報告書には概要がわかるものを添付することで可とするとの結論に達した。

### (3) 購入書籍名の記載について

#### 【現状】

政務活動のために必要な図書・資料等として書籍等を購入する際に、1回の支払いにつき複数の書籍を購入した場合には、「政務活動費のしおり」において代表的な書籍名をいくつか記載することとされている。

#### 【検討結果】

政務活動費を使用して購入した書籍等については、すべての書籍名を記載することとする。

### (4) 収支報告書のインターネットでの公開について

#### 【現状】

収支報告書および領収書その他の支出証拠書類については、議会図書室において写しが公開（滋賀県情報公開条例第6条の非公開情報を除く）されており、誰でも閲覧が可能となっている。

#### 【検討結果】

収支報告書については、議会図書室での閲覧に加えて滋賀県議会ホームページで公開することとする。

議会図書室での閲覧以外の方法で、政務活動費の主な支出の内容が確認できるようにして利便性を向上させるとともに、政務活動費制度についての県民の理解がより深まるよう、議会ホームページにおいて収支報告書の公開を実施すべきとの結論に達した。

また、収支報告書については、活動内容の記載をより一層充実させていくこととされた。

## 2 使途基準について

### (1) 合理的な区分ができない場合の按分率の上限について

#### 【現状】

賃借している事務所が、政務活動のための事務所と後援会活動のための事務所を兼ねるなど、政務活動と政務活動以外の活動が混在している場合の政務活動費の充当については、「政務活動費のしおり」において実態に応じて按分し充当することとされている。

#### 【検討結果】

按分が必要な経費について、合理的な区分ができない場合において政務活動費を充当することができる上限は2分の1までとする。

活動の実態について根拠となる資料があるなど、経費の区分が明確にできる場合は、その率で按分して政務活動費を充当することとし、それぞれの活動の比率が把握できず明確に区分できないなど、合理的な区分が難しい場合においては、政務活動費を充当することができる上限を2分の1までにすべきとの結論に達した。

(報告書の例)

## 活動報告書（海外・県外）

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 日 程             | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| 訪 問 先           |                     |
| 目 的<br>・<br>内 容 |                     |

※この報告書は、海外、県外での活動に要する経費に政務活動費を充当した場合に作成してください。

また、海外での活動については、日程や活動内容などの詳細がわかる資料を添付してください。

## 第2 滋賀県議会業務継続計画の検討について

東日本大震災の発生時、多くの議会では2月定例会の会期中であり、提出された議案の審議や議決など、議会の活動を継続する必要がある中で、議員の安否の確認や、議場が使用できなくなった議会においては代替場所の確保などに課題が生じることとなった。

本県においても、甚大な被害が想定される地震が発生する可能性が指摘されており、地震発生時において、議員、職員の行動のあり方とともに、円滑に議案等の審議や議決を行うために本会議や委員会の開催や運営に係る諸課題を整理するなど、二元代表制の一翼を担う議会の基本的な機能を果たしていくため、業務継続計画について検討を行い、別添のとおり「滋賀県議会業務継続計画(案)」として取りまとめた。

### 1 主な検討項目について

#### (1) 対象とする災害について

想定される危機事象には様々なものがあるが、事前の予測が困難で、県内の広い範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震が発生した場合の対応について検討し、また、議会業務の継続という観点から、「定例会議等の期間中」に地震が発生した場合の計画とした。

#### (2) 地震発生時の行動について

本会議や委員会の開催中に地震が発生した場合の行動について、議長（委員長）や議員、事務局職員の取るべき行動について検討を行った。

#### (3) 安否の確認について

安否確認の具体的な方法や確認する内容について、議員が在庁している場合と退庁している場合、さらに、地震の発生時間帯（事務局職員の勤務時間内か勤務時間外）に分けて検討を行った。

#### （４）議場等が使用できない場合の代替場所について

東日本大震災の発生により、議場が使用できなくなり、急遽、屋外で本会議を開催した議会もあり、庁舎の被害の状況に応じて、議場や委員会室の代替可能な場所について検討を行った。

### おわりに

本委員会では、平成 27 年 6 月 24 日の第 1 回会議から、全 6 回の委員会を開催し、政務活動費の見直しおよび滋賀県議会業務継続計画について、議論を重ねてきた。

政務活動費については、報告書や添付書類の充実、収支報告書のインターネットでの公開などの結論を得たが、今後も必要に応じて制度の改正に取り組んでいくこと、また、議会業務継続計画については、計画を実効性のあるものにしていくため、状況の変化を踏まえた見直しを加えていく必要があることを確認して報告を終える。



## 滋賀県議会業務継続計画（案）

## 目次

|   |                         |    |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 計画策定の目的                 | 11 |
| 2 | 対象とする災害について             | 11 |
| 3 | 県内において甚大な被害が想定される地震について | 12 |
| 4 | 地震発生時の行動について            | 13 |
| 5 | 安否確認について                | 14 |
| 6 | 情報収集について                | 15 |
| 7 | 本会議等の開催について             | 15 |
| 8 | 代替場所の確保について             | 16 |
| 9 | その他                     | 17 |

---

## 1 計画策定の目的

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、宮城県内で震度 7、福島県、茨城県、栃木県の各県内において震度 6 強の揺れを観測するとともに、太平洋沿岸では津波により未曾有の被害が発生した。

○多くの議会では、2 月定例会の会期中であり、提出された議案の審議や議決など、議会の活動を継続する必要がある中で、議員の安否の確認や、議場が使用できなくなった議会においては代替場所の確保などに課題が生じることとなった。

○本県においても、甚大な被害が想定される地震が発生する可能性が指摘されており、地震発生時において、議案等の審議や議決を行うための方策を検討する必要があることから、議員や職員の行動のあり方について定めるとともに、様々な事態に対応して本会議や委員会を円滑に開催し、二元代表制の一翼を担う議会の基本的な機能を果たしていくため、「滋賀県議会業務継続計画」（以下「計画」という。）を策定する。

## 2 対象とする災害について

○想定される危機事象は数多く考えられるが、本計画は、事前の予測が困難で、県内の広い範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震の発生に対応するものとし、また、本会議等の開催など議会業務の継続という観点から、「定例会議等の期間中」に地震が発生する場合を想定した計画とする。

### 3 県内において甚大な被害が想定される地震について

○平成7年の阪神・淡路大震災の発生以後、日本国内において、震度6強以上の揺れを伴う地震は14回発生しており、滋賀県においても、内陸活断層や南海トラフ沖を震源とする地震が発生した場合には、表に記載のとおり震度6強から7の揺れとなる可能性がある。

| 内陸活断層地震    | 市町区域内の想定最大震度 |            | 震度6強以上の区域を想定した市町                         |
|------------|--------------|------------|------------------------------------------|
| 琵琶湖西岸断層帯   | 7            | (case1)    | 大津市、草津市、守山市、栗東市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市        |
|            | 7            | (case2)    | 大津市、草津市、栗東市、守山市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市        |
| 花折断層帯      | 7            | (case2)    | 大津市、栗東市、守山市、野洲市                          |
|            | 7            | (case3)    | 大津市、草津市、野洲市                              |
| 木津川断層帯     | 7            | (case1, 3) | 甲賀市、湖南市                                  |
| 鈴鹿西縁断層帯    | 7            | (case1)    | 彦根市、米原市、東近江市、多賀町、甲良町、豊郷町、甲賀市、愛荘町、日野町、長浜市 |
|            | 7            | (case2)    | 彦根市、東近江市、米原市、愛荘町、多賀町、甲良町、日野町、豊郷町、甲賀市、長浜市 |
| 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 | 7            | (case1)    | 長浜市、米原市                                  |
|            | 7            | (case2)    | 長浜市、彦根市、米原市、高島市                          |

|           |    |         |                                                    |
|-----------|----|---------|----------------------------------------------------|
| 南海トラフ巨大地震 | 6強 | (陸側ケース) | 近江八幡市、野洲市、大津市、彦根市、草津市、甲賀市、米原市、竜王町、東近江市、日野町、湖南市、守山市 |
|-----------|----|---------|----------------------------------------------------|

(滋賀県地震被害想定(概要版)平成26年3月より抜粋)

---

#### 4 地震発生時の行動について

○地震発生時の状況に応じて、安全の確保等に努める。

|         | 本会議、委員会等の開催中                            | 本会議、委員会等の開催時間外<br>(在庁時) | 退庁時            |
|---------|-----------------------------------------|-------------------------|----------------|
| ①安全の確保  | 机の下に身を隠すなどして、直ちに安全を確保する。※               |                         | 状況に応じて安全を確保する。 |
| ②議事等の進行 | 状況に応じて、議事等の進行について判断する。                  | _____                   | _____          |
| ③避難行動   | 建物、設備等の損傷により、庁舎内に留まることが危険な場合は、庁舎外へ避難する。 |                         | 状況に応じて避難行動をとる。 |

※最大震度5弱以上の揺れの地震が発生することが予想される場合、議場を含む庁舎内には「緊急地震速報」が流れることとなっているため、速報が流れた場合は、揺れが発生していなくても直ちに安全を確保する。

○議会事務局職員についても、地震発生時の状況に応じて安全の確保を行うとともに、議長等の指示により避難誘導等を行う。

○職員の勤務時間外に地震が発生した場合には、「議会事務局業務継続計画（震災編）」に基づき自主登庁し、必要な業務を実施する。

---

## 5 安否確認について

### (1) 確認の方法

○県内において、大規模な地震が発生した場合、議員の所在（在庁している場合、退庁している場合）や発生時間帯に応じて、下記の方法により安否の状況を確認する。

|                                                                                                                                                                                                                                                     |                           |                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①議員在庁時                                                                                                                                                                                                                                              |                           | 地震の揺れが収まった段階で確認する。                                                                           |
| ②議員退庁時                                                                                                                                                                                                                                              | 職員勤務時間内<br>(8:30～17:15)   | 事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 職員勤務時間外<br>(17:15～翌 8:30) | 事務局職員の登庁後、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。<br>(職員の登庁が少ない状況が想定されるため、可能であれば、議員から、FAX、メールにより連絡するものとする。) |
| <b>【連絡先】</b><br>FAX        0 7 7 - 5 2 8 - 4 9 4 0<br>電子メール   gikai-s@pref.shiga.lg.jp<br>TEL        0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 8 0 (総務課)<br>0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 0 (議事課)<br>0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 4 (政策調査課)<br><br>※事務局の電話、FAXが不通の場合、災害伝言ダイヤル「171」を利用する。 |                           |                                                                                              |

### (2) 確認する内容

- ・安否の状況について
  - ・所在場所について
  - ・参集の可否について
  - ・事務局からの連絡方法について
-

---

## 6 情報収集について

○発災当日から数日間の議会の活動（各会派代表者会議、議会運営委員会、本会議等の開催）について検討、判断するため、震度や被害の状況、通信、交通インフラ等の状況に関する情報を収集する。

○災害復旧や復興に向けた特別委員会などの設置について、検討、判断するため、被害情報を収集する。

## 7 本会議等の開催について

○参集可能な議員の人数、執行部の対応の可否、6で収集した情報などを総合的に判断し、各会派代表者会議、議会運営委員会、本会議等の開催について決定する。

○各議員は、議会事務局からの連絡手段、本会議等への参集手段の確保に努める。また、県庁周辺で水、食料等の確保が難しいと思われる場合は持参する。

---

## 8 代替場所の確保について

○大規模な地震の発生により、内部の損傷などで議場が使用できなくなる場合に備え、あらかじめ代替可能な場所を複数想定し、必要な備品等を確保する。

代替可能な場所の想定

|     | 新館 7 階会議室<br>東館 7 階会議室                                 | 議員室                  | 危機管理センター<br>無線用更新仮設室 |
|-----|--------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 面 積 | 3 3 4 m <sup>2</sup> (新館)<br>3 1 2 m <sup>2</sup> (東館) | 1 6 2 m <sup>2</sup> | 1 5 4 m <sup>2</sup> |
| 設 備 | 机、イス有り                                                 | 机、イス有り               | 机、イス無し               |
|     | マイク設備有り                                                | マイク設備有り              | マイク設備無し              |
| 傍聴席 | 設置可能                                                   | 設置困難                 | 設置困難                 |

※庁舎の被災状況に応じて、代替場所を決定する

○発災から一定期間の経過後は、審議環境や傍聴席の設置などに配慮した代替場所の確保に努める。

○委員会室についても、災害対策のための特別委員会などを開催する必要性が生じる可能性があるため、使用できない場合の代替可能な場所の候補として、議員室あるいは危機管理センター無線用更新仮設室を想定する。

---

## 9 その他

○定例会議等の期間外に地震が発生した場合においても、計画に記載した業務から必要となる業務を、状況に応じて選択し実施する。

○本計画は地震の発生に対応したものであるが、安否確認の方法や代替場所については、風水害や事故による災害が発生した場合などにも適用できるものであり、本計画に準じて対応する。

## 参考

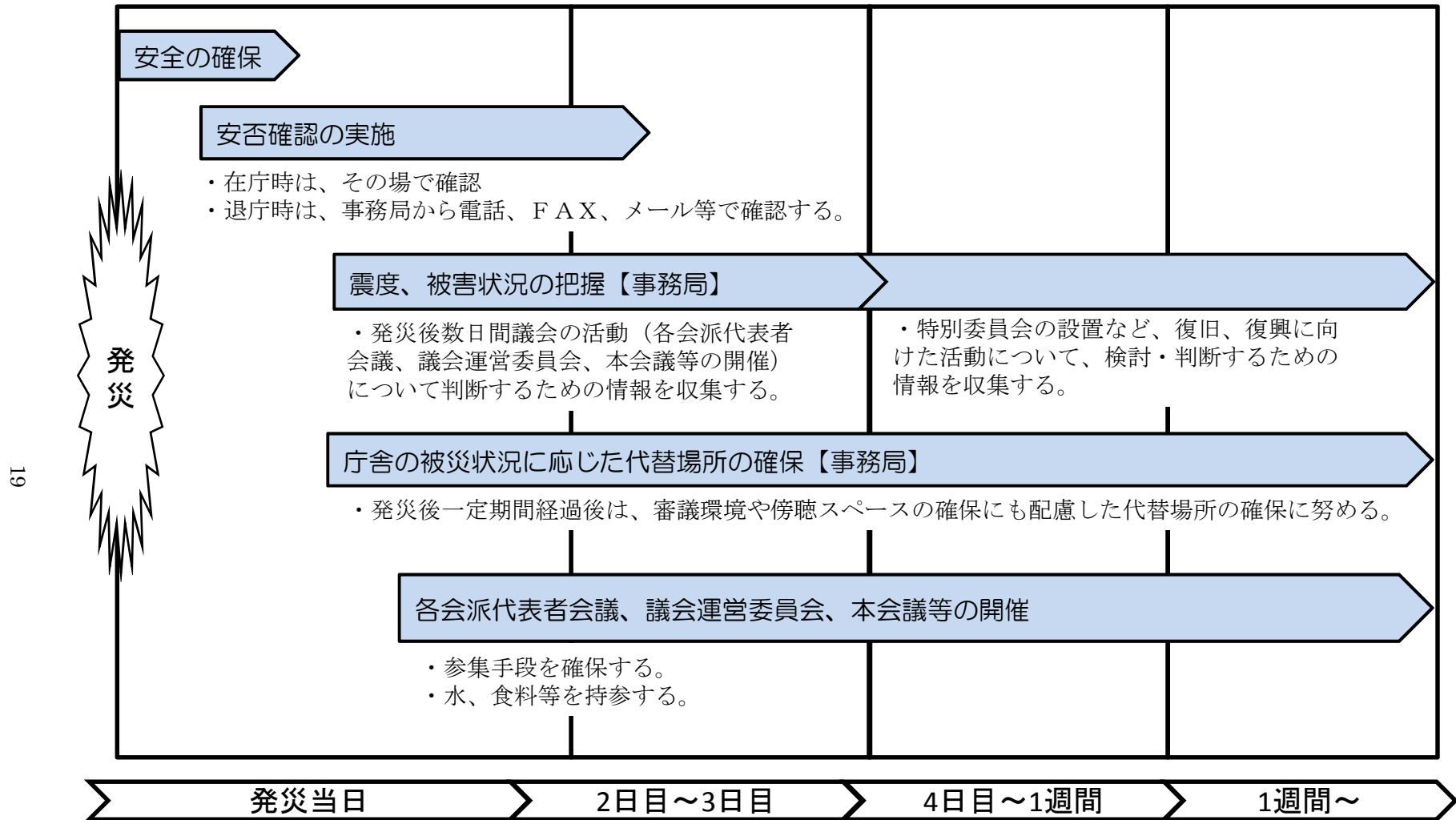
### <本会議、委員会の定足数>

|     | 定足数        | 根拠法令等            |
|-----|------------|------------------|
| 本会議 | 議員の定数の半数以上 | 地方自治法第 113 条     |
| 委員会 | 委員の定数の半数以上 | 滋賀県議会委員会条例第 13 条 |

### <議長、副議長に関する地方自治法の規定>

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 4 節 議長及び副議長                                                                      |
| 第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。                                  |
| (第 103 条第 2 項から第 105 条の 2 まで略)                                                     |
| 第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。                           |
| 2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。                                          |
| 3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。                                                        |
| 第 107 条 第 103 条第 1 項及び前条第 2 項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。 |

## 発災時からの時系列による行動について



※日数は概ねの目安であり、状況に応じて対応する。

※定例会議等の期間中に地震が発生した場合を想定しているが、期間外においても、臨時会議等の開催に備え、必要な業務を行う。



## 議会改革検討委員会 委員名簿

|       | 氏 名     | 会 派             |
|-------|---------|-----------------|
| 委 員 長 | 川 島 隆 二 | 自由民主党滋賀県議会議員団   |
| 副委員長  | 成 田 政 隆 | チ ー ム し が 県 議 団 |
| 委 員   | 有 村 國 俊 | 自由民主党滋賀県議会議員団   |
|       | 目 片 信 悟 | 自由民主党滋賀県議会議員団   |
|       | 村 島 茂 男 | 自由民主党滋賀県議会議員団   |
|       | 山 本 正   | チ ー ム し が 県 議 団 |
|       | 塚 本 茂 樹 | チ ー ム し が 県 議 団 |
|       | 杉 本 敏 隆 | 日本共産党滋賀県議会議員団   |
|       | 中 村 才次郎 | 公 明 党 滋 賀 県 議 団 |
|       | 木 沢 成 人 | 良 知 会           |

## 議会改革検討委員会の検討状況

| 会議  | 開催日               | 議 題                                                                                                   |                                                                                                                                     |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                   | 政務活動費の見直しについて                                                                                         | 滋賀県議会業務継続計画の検討について                                                                                                                  |
| 第1回 | 平成27年<br>6月24日(水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長および副委員長の互選</li> <li>・議長の諮問</li> <li>・委員会の運営について</li> </ul> |                                                                                                                                     |
| 第2回 | 7月16日(木)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県の政務活動費の状況について</li> <li>・政務活動費の全国状況について</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の概要について</li> <li>・各都道府県議会における災害発生時の対応について</li> <li>・東日本大震災発生後の岩手県議会の対応について</li> </ul> |
| 第3回 | 9月15日(火)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討項目の委員長試案について</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災発生後の宮城県議会の対応について</li> <li>・検討項目の委員長試案について</li> </ul>                                  |
| 第4回 | 10月13日(火)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討項目試案に対する各会派からの意見について</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会業務継続計画のたたき台について</li> </ul>                                                                |
| 第5回 | 11月27日(金)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討項目試案に対する各会派からの意見について</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会業務継続計画のたたき台について</li> </ul>                                                                |
| 第6回 | 12月21日(月)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討項目試案に対する各会派からの意見について</li> </ul>                             | _____                                                                                                                               |
|     |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果報告書案について</li> </ul>                                       |                                                                                                                                     |